

ご覧ください

子どもたちの
笑顔のために



社会全体で子どもたちをいじめから守る

いじめは、子どもの教育を受ける権利や、愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるという子どもの持つ権利を侵害し、その人格の形成に影響を与えるのみならず、心身に重大な危険を生じさせるおそれがある **決して許されない行為**です。

市や教育委員会、学校、家庭、地域社会は、いじめが「いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得るもの」であるとの共通の理解をもって、いじめの問題に真摯^{しんし}に向き合い、ともに連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を確実に推進していく必要があります。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法で定められています。)

いじめとは、学校などで一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為で、受けた側が心身の苦痛を感じているものをいいます。インターネットを経由する行為（例えばネット掲示板やSNSでの誹謗中傷^{ひぼう}）も含まれます。



ぶつかる、叩くなどの行為だけではなく、からかい、悪口、仲間はずれ、無視、金品をたかる、恥ずかしいことをさせる等、行った側に悪気がなくても受けた側が「いやだ」「苦痛だ」と感じるものはいじめです。

どの子どもにも起こり得るいじめ

「仲間はずれ、無視、陰口」について
 された経験がある 9割
 した経験がある 9割

(文部科学省資料より)



仙台市におけるいじめの状況について

	平成 28 年度	平成 29 年度
いじめの認知件数	14,928 件	14,132 件

仙台市立学校では、日頃からの児童生徒の見守りやアンケート調査などによって、いじめを積極的に察知し、その解消に向けて取り組んでいます。

裏面もご覧ください

「子どもたち」をいじめから守るために わたしたち「おとな」に何ができるか



「いじめ防止対策推進法」と「仙台市いじめの防止等に関する条例」では、いじめ対策における「おとな」の役割を定めています。子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現しましょう。

市・教育委員会・学校が行うこと

- ・学校全体でいじめの防止と早期発見、早期対応を行い、関係する児童生徒と保護者との共通の理解に配慮しながら対応します。
- ・市立学校は、児童生徒が自分に自信を持ち、他人を思いやることができるよう配慮します。
- ・市立学校の教職員による不適切な指導（児童生徒の人間性や人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導）を禁止します。
- ・市立学校は、いじめがあった場合には、いじめの行為を止めるとともに、いじめを受けた側の支援を行います。また、行った側の指導に当たっては、いじめを行った原因の把握に努め、再発を防止するための対応を行います。
- ・市や教育委員会は、市立学校がいじめに適切に対応できるよう必要な支援を行います。
- ・市は、いじめを防止することの重要性や相談窓口等について広報啓発を行います。

保護者の方は

- ・子どもがいじめを行わないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努めます。
- ・子どもがいじめを受けた場合には、子どもを守ります。
- ・自分の言動が子どもの心身に与える影響を考慮し、子どもに接するよう努めます。

保護者と地域の方は

- ・地域における世代間交流は、子どもが自分に自信を持ち、他の人を思いやる心を養うことにつながる経験となります。それぞれの地域の実情に応じ、可能な範囲で地域の活動や行事を通じた子どもたちとの交流に努めます。

子どもたちが変わった様子やいじめが疑われる状況が見られたときは、遠慮なく学校などに連絡・相談しましょう。

小中学生の声 市内の小中学校を訪問し、小中学生からいじめについての意見を聞いた際の、「いじめを防ぐためにおとなにしてほしいこと」の意見の一部をご紹介します。

通学路でいじめに気づくように、地域の人にも見てほしい

いじめのことは言いづらいので、聞いてもらいやすい環境をつくってほしい

良いことも悪いことも含めて、子どもの小さな変化に気づいてほしい



発行：仙台市子供未来局いじめ対策推進室

（住所）仙台市青葉区上杉 1-5-12（電話）022-214-8974（FAX）022-214-5010

令和元年5月発行